

北見赤十字病院登録医に関する取り決め

(目的)

第1条 この取り決めは、北見赤十字病院（以下「病院」という）と地域の医師または歯科医師が緊密な連携を保ち、利用者の視点に立った切れ目のない医療および介護の提供体制を確立するため、また、医師または歯科医師の生涯教育を円滑にすることを目的とする。

(登録の対象者)

第2条 登録の対象者は、近隣の医療機関等の医師もしくは歯科医師であって、第1条に規定する目的の達成に資すると認められる者とする。

(手続き)

第2条 登録医の登録、有効期間・更新、内容の変更、辞退、取り消しについては次のとおりとする。

(1) 登録

①病院の登録医になることを希望する際は指定された様式により、北見赤十字病院院長（以下「病院長」という）あて申請を行う。

②病院長が登録を認めた登録医には「登録医証」を交付するとともに、病院構内および病院ホームページにおいて医療機関名を掲載する。

(2) 有効期間・更新

登録の有効期間は登録医証交付日から1年間とし、以後、双方に意義のない場合は自動更新するものとする。

(3) 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、指定された様式により病院長あて提出する。

(4) 登録の辞退

登録医を辞退するときは、指定された様式により病院長あて提出するとともに、登録医証を返却するものとする。

(5) 登録の取り消し

病院長は、登録医に病院の諸規則に違反する行為があった場合、または病院の登録医として相応しくないと認められた場合は、有効期間の満了を待たず登録を取り消すことができる。

(登録医の権利)

第3条 登録医は、自身の紹介した患者に面接し、また受持医の了解を得てその診療録、検査成績、画像資料を病院で閲覧することができる。

- 2 担当部長または受持医の了解のもとに、検査や特殊な診療を見学、検査実習などの診療（研修診療）をする事ができる。
- 3 開放病床利用での担当部長が認める範囲において、受持医の了解のもとに手術執刀・助手をすることができる。
- 4 病院図書室での閲覧、文献のコピーをすることができる。
- 5 医療情報ネットワークシステムを利用して、患者情報を閲覧することができる。

（待遇）

第5条 登録医の待遇は次のとおりとする。

- （1）登録費は無料とする。
- （2）第3条第3項の手術執刀・助手の報酬規程は別に定める。
- （3）登録医が病院構内に駐車したときの駐車料は無料とする。
- （4）病院図書室での閲覧にあたり、文献のコピー費用は無料とする。

（厳守事項）

第6条 登録医は、病院職員に準ずる諸規定を厳守するものとする。

（問題の処理）

第7条 登録医と病院との間で何らかの問題が生じた場合、当該医師と病院長とが協議し、問題を処理するものとする。

- 2 病院長は登録医としてふさわしくないと認めたときには、当該医師と病院長が協議のうえ、その登録を取り消すことができる。
- 3 病院長は登録を取り消した場合、直接登録医に取り消しを通知する。

附則

この取り決めは平成14年9月1日から施行する。

この取り決めは平成20年6月30日一部改定し施行する。

この取り決めは令和5年4月1日一部改定し施行する。